令和元年第4回紀の川市議会定例会 第6日

令和元年 1 2 月 2 0 日 (金曜日) 開 議 午前 9 時 2 6 分 閉 会 午前 1 1 時 4 1 分

◎議事日程	(第6号)	
日程第1	請願第 1号	水道料金18%値上げの見直しを求める請願書
日程第2	議案第126号	紀の川市学校給食費徴収条例の制定について
	議案第127号	紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
		条例の制定について
	議案第128号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施
		行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第129号	紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
		例の制定について
	議案第135号	紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正につ
		いて
	議案第147号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第3	議案第132号	紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料
		に関する条例の一部改正について
	議案第133号	紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に
		ついて
日程第4	議案第130号	紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定につい
		て
	議案第131号	紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について
	議案第134号	紀の川市営住宅条例の一部改正について
	議案第144号	指定管理者の指定について(紀の川市観光交流拠点)
	議案第145号	紀の川市道路線の認定について
	議案第146号	紀の川市道路線の認定について
日程第 5	議案第136号	令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第3号)につい
		τ
	議案第137号	令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補
		正予算(第2号)について
	議案第138号	令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正
	=*	予算(第2号)について
	議案第139号	令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算
		(第2号)について

議案第140号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

議案第141号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) について

議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算(第2号)に ついて

議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算(第2 号)について

日程第6 議員定数に関する調査特別委員会委員長報告について

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第6号)のとおり

〇出席議員(21名)

1番 門 眞一郎 2番 上 野 宗 彦 3番 仲 谷 妙 子 7番 石 脇 順 治 4番 舩 木 孝 明 6番 太 田 加寿也 8番 並 松 八 重 9番 中 村 ま き 10番 大 谷 さつき 1 1 番 阪 中 晃 12番 川 原 一 泰 13番 高 田 英 亮 14番室谷伊則 15番 森 田 幾 久 16番 坂 本 康 隆 17番 堂 脇 光 弘 18番 竹 村 広 明 19番 石 井 仁 20番 杉 原 21番榎本喜之 22番村垣正造 勳

〇欠席議員(O名)

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中	村	愼	可	副市長	杯		信	艮
市長公室長	西	Ш	直	宏	企画部長	今	城	崇	光
総務部長	柏	木	健	司	危機管理部長	東	Щ	壽	彦
市民部長	尾	上	之	生	福祉部長	橋	本	好	秀
農林商工部長	神	徳	政	幸	建設部長	湯	Ш	晃	司
会計管理者	前	Ш	永	治	上下水道部長	山	東	邦	彦
農業委員会事務局長	田	村	善	之	教育長	貴	志	康	弘
教育部長	山	野	浩	伸					

〇議会事務局職員

 事務局長
 中
 野
 朋
 哉
 議事調査課長
 片
 山
 享
 慈

 議事調査課主幹
 岩
 本
 充
 晃
 議事調査課副主任
 細
 谷
 勇
 紀

(開議 午前 9時26分)

〇議長(村垣正造君) おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第4回紀の川市議会 定例会6日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める請願書

〇議長(村垣正造君) 日程第1、請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める 請願書についてを議題とします。

本請願は、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

請願審査報告書が提出され、お手元に配付しております。

なお、委員長の報告に際し、本請願は議案第131号と関連したため、一部あわせて報告したい旨、委員長から申し出があり、これを許可しましたので御了承願います。

それでは、産業建設常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

4番 舩木孝明君。

○4番(舩木孝明君)(登壇) 皆さん、おはようございます。

当委員会に付託されました請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める請願書 についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月12日と慎重に精査するため、当初予定していなかった翌13日の2日間にわたり本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、紹介議員及び参考人からの請願の趣旨説明を受け、審査を行いました。

本請願は、議案第131号と関連していたため、議案第131号の採決の結果、みなし 不採択と決定しております。

なお、委員会での主な質疑及び意見は次のとおりでありますが、本請願は議案第131 号のうち、料金表の改正部分と関連し、質疑についても共通する部分が多く、あわせての 審査経過の御報告となりますことを御了承願います。

請願第1号の趣旨は、1点目は、50年間で600億円も必要となる事業計画自体に無理があり、紀の川市の身の丈に合ったこれまでの安定した事業を変える必要はない。これまで黒字経営がされており、資金残高も現在21億円余りある。

次、2点目に、市民の意見をもっと取り上げた計画を作成しなければならない。

3点目は、市民周知が不十分である。市は、あらゆる手だてを周知すべき。

以上の点から、約600億円に及ぶ更新計画を踏まえた水道事業経営戦略と水道事業ビジョンを見直すこと。

もう一つは、計画の出発になる水道料金18%の値上げを見直すことを求めるものであります。

紹介議員及び参考人に対する質疑では、18%値上げの見直しとは、改定しないという意味か、また上げ幅を縮小という意味かとただしたのに対し、9月の広報で知り、具体的な意見を取りまとめる時間がなかった。市民の意見を取り上げるには短い期間であった。18%値上げの回避にはいろいろな選択肢がある。一般財源からの補填、18%を10%にする、資産もあり黒字もあるから1年かけて検討するなどを見直しと訴えている。4月から18%値上げは困るので、見直しをしていただきたい。また、我々が会っている市民の多くはまだ知らない状態であったので、もつと周知した上で検討をしてもらいたいという趣旨であるとの答弁でした。

また、説明会のアンケートの結果、54%の方が値上げを理解できるということについてただしたのに対し、6万人の市民で140名の参加では、その傾向をはかれない。市の説明はよく理解できたが、18%値上げに賛成か反対かに置きかえることはふさわしくないとの答弁でした。

また、執行部に対する質疑では、水道事業の基本計画についてどのように策定してきたのかとただしたのに対し、平成18年度に中長期的な水道事業計画を立て、平成28年度までの10年間運営してきた。計画年度の終了を迎えるに当たり、平成27年11月から平成29年3月の間で水道事業区域内の全ての施設と管路について調査しました。

その際の基本方針としては、一つ目に、機能を維持しつつ、可能な限り施設、管路を延命化し更新投資を抑制する。二つ日に、着実な耐震化を推進する。三つ目に、需要低下を考慮し、更新時には使用時の適正化と施設統合等を考慮する。及びアセットマネジメントの視点をもって水道事業の基本計画を変更策定したとの答弁でした。

更新計画約600億円を設定した経過についてただしたのに対し、全ての水道資産を現地調査し、法定耐用年数で更新計画を算出した結果、50年間で総額1,250億円の投資額が必要と算定されました。しかしながら、今後人口減少が予想される中、施設のダウンサイジング、文献資料による事例や実績に基づく可能な限りの延命化を図るということで、約600億円の計画をしたとの答弁でした。

また、20年間の計画はよくわかるが、後の30年で510億円は、はるかに大きな計画になる。これは、市民にとってかなり不安な材料になると思うがとただしたのに対し、水道の計画は耐用年数や起債の償還年数を考えると40年、50年のスパンで計画しないと正確な値が出ない。そんな中、短期計画として20年間で計画し、中長期計画として残りの30年間で人口動態や社会情勢も変わるため、10年ぐらいをめどに計画を見直すという繰り返しになると思うとの答弁でした。

次に、20年で90億円の事業内容をただしたのに対し、施設整備更新事業として、打田地区は6件、3億9,600万円、粉河地区が15件、8億2,200万円、那賀地区は5件、2億3,800万円、桃山地区は16件、9億9,200万円、貴志川地区は5

件、3億7,600万円、市内全域を対象に18億7,600万円を計画し、また管路の 更新事業計画、重要管路の更新事業費26億7,100万円、那賀・粉河間連絡敷設事業 1億2,100万円、那賀地区送水管移設事業8,800万円、水管橋更新事業3億2, 000万円、耐震化事業9億円、施設の補修費2,000万円で、約90億円の事業内容 となるとの答弁でした。

また、50年で600億円ということだが、日常、保守点検などにかかわっている職員であれば台帳以上のことをわかっていると思う。請願者の意向のように必要な部分の補修、点検し、もう少し抑えることができるのではとただしたのに対し、50年で600億円となると年間12億円が必要になる。それを20年で90億円というのは機器が壊れたら何カ月も断水してしまう危険なものだけを抜粋し、管路については事後保全、管が破れたら直すという方法で限界の数字を出している。今、手をつけないと、おくらせばおくらせるほど後の世代にしわ寄せがいくということで、早期の料金改定に至ったとの答弁でした。

また、18%値上げの根拠についてただしたのに対し、人口の減少による給水収益の減少と昭和50年代に建設された施設・管路の耐用年数超過による老朽化が激しく、その更新費用にかかる財源をどう確保しているのかということで、四つの経営方針を立てた。

一つ目は、20年間で90億円の投資を行う財源の確保。二つ目は、可能な限り黒字を 目指す。三つ目は、企業債残高の縮減。四つ目は、資金10億円の確保。

料金の算定期間は10年間として、22.1%の改定が必要となったが、消費税の増税もある中で、市民負担を和らげることも考え、7年、8年で赤字が出てしまうシミュレーションとなりますが、18%の改定で落ちついたとの答弁でありました。

段階的に上げていく方法もあるのではとただしたのに対し、都度上がることのほうが不安感を与えるのではないかと考え、10年間は料金改定しなくてもいいように決定したとの答弁でした。

次に、基本料金で20%アップは水を使わない人にとっては大きいとただしたのに対し、 人口が減少していくに当たって、基本料金にシフトしていくほうが経営が安定すること。 また、水道は各家庭に提供するまでに当たる費用が要するため、固定的な費用を基本料金 で確保していく考えである。それと、ひとり暮らしの方の使用量が7~8立方メートルぐ らいであり、少量使用者にも配慮したとの答弁でした。

次に、18%値上げをしないとすればとただしたの対し、20年間で90億円の投資を やらなければ安定的な水の供給をすることができない可能性がある。料金改定をせずに更 新投資を実施すれば、慢性的な赤字経営の中、令和11年度には資金20億円もなくなっ てしまうとの答弁でした。

事業をするには、借り入れをして、支払いをしてと繰り返していくもの。企業債残高を減らす必要はないのではとただしたのに対し、現状では70億円と多額になっている。全国平均の約2.5倍、また類似団体と比べても約2倍になる。今後も企業債を借り入れずに事業をやっていくことはできないし、経営が困難になるとの答弁でした。

平成24年に企業債残高が50億円あったのが、現在70億円と、20億円超過している要因をただしたのに対し、平成24年度以降、穴伏の浄水場の築造、麻生津の簡水の拡張、貴志川第2配水池の送水管の整備、花野の浄水場の電気計装、横谷の配水池の施設など、大規模な施設や管路の更新事業を企業債を借りて行ったためとの答弁でした。

また、国の政策・補助制度はとただしたのに対し、水道の管だけの更新だけでは補助金はないとの答弁でした。

また、合併前、5町がそれぞれ料金設定して、合併後、一律の料金にし、今回18%値上げということだが、差はどれくらいになるのかとただしたのに対し、月20立方メートルが標準であり、18%値上げすると3,600円となる。消費税10%に換算すると、まず打田地区では3,460円で140円の値上げ、また粉河地区では4,550円で950円の値下げとなる。また、那賀地区は3,810円で210円の値下げです。桃山地区は3,870円で270円の値下げです。貴志川地区は2,740円で860円の値上げとなるとの答弁でした。

次に、住民説明会の参加は140名は少ない、もっと集める努力はできなかったのかとただしたのに対し、住民説明会の実施は広報だけではなく区長代表者と協議し、回覧による案内をした。しかしながら、人数が少なかったため、住民説明会の概要をまとめ、その後各家庭に配布するなど、やれることはやらせていただいたとの答弁です。

次に、今後4月に向けてどう住民の理解を得ようとしているのかとただしたのに対し、 引き続き広報、ホームページ、メール配信、住民説明会、回覧と周知はさせていただいた と考えているとの答弁でした。

全戸配布して水道部に直接御相談や抗議は何件あったのかとただしたのに対し、特に直接電話や来られた方はなかったとの答弁でした。

次に、審議会については、各種団体・企業の代表者だけでなく、若い人など多くの皆さんの意見を聞く前倒しで長い間審議してもらうなど、改革していく必要があるとただしたのに対し、今後もいろいろ検討していただくことがあるので、メンバーを厳選し開催していきたいとの答弁でした。

施設の統合や廃止の考えはとただしたのに対し、施設の統合や改善にも取り組んでいる。 施設の古い分については対処療法的に取り組んでおり、早い時点での交換などもしている。 さらに重要な施設には予備機器等を準備し、極力安定供給に支障がないように常日ごろか ら維持管理に努めているとの答弁でした。

今回の値上げは10年くらいのスパンで見ているということだが、10年後にまた同じような値上げが予想されると考えてよいのかとただしたのに対し、シミュレーションでは18%値上げをしても、7年後に赤字になる。今の状況が推移すれば、10年後にもう一度検討しなければならないと考えている。特に、5年後をめどに水需要の予測、財政計画、事業化計画を見直していきたいとの答弁でした。

また、委員の意見としては、「50年間で600億円のもとになっている1,250億

円という予算規模、これが妥当なのか、請願者は身の丈に合った、壊れた部分だけを直し ていくこれまでの形を望み、市は今後50年間に安全で強靭な水道をつくっていくため全 部更新していくという姿勢と、市民と市の発想の違いがある」、「50年間のスパンだっ たら慌てるのではなく、丁重な説明を十分にやり、今後のことを考えても、若い世代の声 を十分反映させるなど慎重に進めればもっと理解してもらえる」、「答申が遅くなったの であれば実施時期も遅くなってもよいのでは。実施まで時間がかなり短い」、「借金はな いことにこしたことはないが、今回の水道料金改定に企業債残高を減らすことを入れる必 要はないのでは」など、値上げに慎重な意見と、また、「旧粉河、那賀、桃山では、1 8%値上げをしてもまだ前回の旧町の水準に達していないわけで、税金にしても何にして も上げたくないが、仕方がない」、「説明会に出席された方のアンケート結果で、更新工 事のための値上げの理解度、54%の方が理解できるという結果がある」、「回覧板など でも周知していることも踏まえ、納得している、しょうがないという意見の方もいると思 う」、「住民説明会の参加者140名というのは、わかっているから行かない、わざわざ 行かなくても何とかできるというふうに理解している人もあると思う」、「住民の方は水 道に関して興味や関心があったのかと疑問に思う」、「本当に水道料金を上げてほしくな いが、将来のことを見込んだら大きな災害も起こり得ることが予想される中、水道管の耐 震などすべきことはたくさんある」など、値上げもやむを得ないという意見もあり、議案 第131号は、賛成多数で可決となりました。

その結果を踏まえ、反対の趣旨である本請願は、みなし不採択と決しました。 以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(村垣正造君) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9時51分)

(再開 午前 9時51分)

〇議長(村垣正造君) 再開します。

ただいま産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。 ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております請願について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

請願第1号について、委員長の報告は不採択となっています。この場合、まず採択することに賛成の討論の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番(石井 仁君) (登壇) おはようございます。

請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める請願について、請願に賛成の立場から討論を行います。

本請願は、今後50年間に600億円を必要とする更新計画を踏まえた水道事業経営戦略と水道ビジョン見直し、同時に来年度からの水道料金の18%の値上げを見直すことを求める内容となっています。請願書は、3,298人の署名も添えられています。

この請願の審査で、私たちがまず留意しなければならないのは、本請願が単に現在計画されている来年度からの値上げを見直してほしいというものだけではないという点です。 つまり、今回の値上げ計画の背景や前提にどういう計画があるのか、その内容は本市にとって、また市民にとって妥当な計画であるのかを検証してほしい、このことを議会に求めているということです。

7月に水道事業運営審議会が、水道料金の18%の値上げを含んだ答申を出しました。 本定例会には、その答申を受けて議案第131号の河北河南水道事業給水条例の一部改正 議案が答申どおりの18%の値上げの内容で上程されています。

この値上げ計画のもととなっている資料が、平成29年3月に策定された水道事業計画変更策定業務報告書です。この中では、今後の施設の更新のための費用を50年間の必要費用は約610億円であり、年平均では約12億円となったと導き出しています。

これを踏まえて、ことし3月に策定された水道事業経営戦略が、今後10年間で約50 億円の投資を予定し、そして審議会の答申では20年間で約90億円の投資計画を実現することと、そのために今回の18%の値上げを求めているわけです。

この50年間で600億円を必要とする更新規模は、市民1人当たり100万円の負担となります。審議会の答申は、今後20年間に90億円の更新費用を見込みましたが、20年後以降の30年間で残り510億円の事業を進めようとすれば、年間17億円の費用を用意しなければなりません。水道料金では到底賄えない計画ではないでしょうか。

産業建設常任委員会の審査の中で、請願者からは、今回の50年、600億円という計画は、これまでの紀の川市の水道事業の延長線上にはない全く考え方を異にする途方もない計画だという指摘がありましたが、この請願が議会に提起しているのは、今回の値上げ計画が今後50年間に及ぶ水道料金の大幅値上げにつながるのではないか、来年度に値上げをするということが今後の連続値上げのスタートになるのではないかという心配であり、今後の50年間をきちんと見通した計画に見直してほしい、その上で、18%の値上げが妥当なのかどうかを検証してほしいという提起であります。この提起を議会は正面から受けとめなければならないし、この計画で本当にやっていけるのかを見きわめるのが私たちの役割であります。

産業建設常任委員会では、請願についても議案131号についても審査が重ねられました。そこには、執行部からも一定の資料が出されましたが、これらの計画全般のもととな

っている水道事業計画変更策定業務報告書が出されることはありませんでした。この報告 書が、今も市民にも議会にも公表されていないことは大問題です。

私たちが議案を審査し、また市政をチェックするときに前提となるのが、執行部との情報の共有です。仮に、このまま今回の値上げを議会が認めたとして、市民に対する説明責任は執行部と同等に背負うことになります。限られた情報で議案審査を迫るのは、執行部の議会軽視、市民軽視と言わざるを得ません。

紀の川市でも人口の減少が進んでおり、限界集落への対応も行政課題になっています。 また、中央構造線南海トラフとを震源とする地震が近い将来に起きることが予測され、そ の対策が急がれています。

こうした行政課題とライフラインである水道は深くかかわる事業です。それだけに、私 たちが今判断すべきは、今すぐ値上げを決めるということではなくて、将来の紀の川市の まちづくりを見通して、この計画でいいのか、やっていけるのかという計画の妥当性や正 当性を十分検証しようと、その結論を得ることではないでしょうか。

3,000人を超えて署名が添えられた本請願の重みを受けとめて、採択すること、賛成をいただくことを呼びかけさせていただきまして、賛成討論といたします。

〇議長(村垣正造君) 次に、請願第1号について採択することに反対の討論の発言を許可します。

8番 並松八重君。

〇8番(並松八重君)(登壇) 私は、ただいま議題となっております請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める請願書について、反対の立場で討論を行います。

本請願は、「水道事業経営戦略」「水道事業ビジョン」また、「水道料金18%の値上 げ」見直しを求めるものです。

水道事業は、市民生活を支える重要な社会基盤の一つであり、将来においていつでも安全で安心な水道水を利用できるということが最も重要であると考えます。

今回、予定している水道料金の改定は、今後、人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化 した水道施設・水道管路の更新や地震等の自然災害への対応が必要であり、水道事業の経 営環境は厳しい状況となる中、改定を行うものであります。

料金の算出に当たっては、水道水を継続的に安定して供給するために中長期的・短期的に必要な最小限の費用を算出し、消費増税なども考慮し、できる限り市民負担を軽くなるよう検討されています。

今、改定を行い施設の整備に取り組まなければさらに負担が大きくなり、後世に大きな 負担を残すことにもなると考えられます。また、安定した水道水の供給ができなくなるこ とも懸念されます。

以上のことから、これからも水道事業の健全経営を継続させ、安全・安心な水道水の安 定供給を行っていくには、水道料金の18%の引き上げはやむを得ない必要の措置である と考え、本請願の趣旨に賛同できないものであり、採択に反対するものです。 以上で、反対討論を終わります。

〇議長(村垣正造君) 以上で、討論を終結します。

これより、請願第1号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

請願第1号 水道料金18%値上げの見直しを求める請願書については、委員長の報告は不採択とするものでありますので、この場合、請願を採択することについてお諮りします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

〇議長(村垣正造君) 起立少数であります。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

日程第2 議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定について から 議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について まで

〇議長(村垣正造君) 日程第2、議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定についてから、議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの6議案を一括議題とします。

ただいま議題としました6議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任 委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

10番 大谷さつき君。

〇10番(大谷さつき君)(登壇) 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果 について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第126号から議案第129号、議案第135号及び議 案第147号の計6議案について、12月10日に本庁舎6階委員会室1において、全委 員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました6議案のうち、議案第135号は、賛成多数で、 その他の5議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定してお ります。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定についてでは、今回の公会 計化の理由をただしたのに対し、文部科学省より令和元年7月31日付で公会計の推進の 通知等が全国教育委員会に対して行われたことと、学校事務の煩雑さに加え教職員の事務 負担の軽減等も踏まえ、令和2年度より学校給食費の公会計に取り組みたいと考えるとの 答弁に、私会計から公会計に移すことの意義をただしたのに対し、保護者にとっては、現 在、小・中学校の学校給食費はJA紀の里か紀陽銀行からの引き落としに限られているが、 公会計にすることで保護者が指定した紀の川市の指定金融機関からの引き落としが可能と なる。また、学校にとっては、学校給食費の徴収管理の必要がなくなり、事務負担の軽減 により教育時間の確保が図れると考える。さらに、現状では、口座振替が不納となった場 合は、保護者、または児童・生徒が学校給食費を現金で持ってくる事例もあり、現金化に 対するリスク等も踏まえ、公会計の取り組みの判断をしたとの答弁でした。

次に、議案第127号 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでは、会計年度任用職員の制度では期末手当を出すことができるというのが大きな変化だと思うが、紀の川市の場合どのような内容になるのかただしたのに対し、現行の給与はそのまま現給保障と考えており、期末手当は、正職員と同様に6月に1.3カ月、12月に1.3カ月に支給する予定との答弁でした。

また、制度導入による影響額をただしたのに対し、影響額は約2億円を見込んでいると の答弁でした。

さらに、今までの臨時職員が会計年度任用職員になることで、職責はどう変化するのかただしたのに対し、会計年度任用職員になると、今までできなかった起案業務や財務会計システムによる財務調書の作成など年収がふえた分、必然的に少し責任を持ってもらうように考えているとの答弁でした。

次に、議案第128号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正で、例えば、人権教育指導員や監察監、家庭児童相談員などが会計年度任用職員となり、期末手当が年間で2.6カ月分上乗せされるということか、ただしたのに対し、そのとおりですとの答弁でした。

次に、議案第129号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでは、人事院勧告に基づく勤勉手当や給与表の改正による影響額をただしたのに対し、一般職が1,688万6,843円、特別職が16万5,000円、市議会議員が47万6,000円との答弁でした。

また、住居手当の金額は改正後どのように変わるのかただしたのに対し、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、また住居手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げた。改正により、家賃5万9,000円を境に、住居手当が減額される方と増額される方に分かれるとの答弁でした。

次に、議案第135号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正についてでは、指定管理者選定委員会の委員構成、任期、委員の公募を行うのかただしたのに対し、

委員構成は、一般の方として学識経験者に入ってもらい、あとは副市長、教育長及び市職員でと考えている。任期は委嘱から答申まで。公募については、業者選定する上で利害関係が生まれる可能性もあるため、それらを考慮しながら検討したいとの答弁でした。

また、今後、指定管理がふえていくことを想定して指定管理者選定委員会を設置するということなのかただしたのに対し、公平性を確保し、いろんな業務に適した管理者を選定する審査を行うため指定管理者選定委員会を設置する。また、直営がいいのか、委託がいいのか、指定管理者制度の導入がいいのかをまず各部署で検討いただき、一番適した方法を協議するため、指定管理者制度導入基本方針も制定しており、それぞれ並行して進んでいきたいとの答弁に、指定管理者制度導入基本方針とはどういうもので、今回の条例改正とはどう関係しているのかただしたのに対し、指定管理者制度導入基本方針は、指定管理を導入する場合の基本的な流れや、指定管理の基本的な考え方や、募集要項や仕様書に基づいて、業務が適正かを確認する検査項目などを定めている。今回の条例改正により、募集要項や仕様書の内容などを指定管理者選定委員会で審議してもらい、よりよい指定管理者制度が運用されるようにするとの答弁でした。

次に、議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでは、総事業費3億1,642万8,000円の中で、どれだけ市で負担する必要があるかただしたのに対し、一般財源で6,144万円と基金を2,000万円予定している。基金ももともとの原資は一般財源ということなので、合わせて8,144万円を市で負担する必要があるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

〇議長(村垣正造君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、ただいま議題になっております議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第135号についての反対討論の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君) (登壇) 議案第135号 紀の川市附属機関の設置等に関する 条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、紀の川市指定管理者選定委員会を設置するための改正です。今までなかったこの委員会を設置することで、指定管理者を選定する上で公平性や透明性を確保するための機関であることは、委員会審査で説明を受け理解をするところですが、本市の行政改革、特に民間でできることは民間でという方針、路線の上にある機関だというとも見えてきました。

民間活力の導入という方向を進めれば進めるほど、その裏で施設や事業の公性の後退や 携わる職員の民間振りかえによる待遇悪化を懸念することから、本条例改正案に反対をい たします。

〇議長(村垣正造君) 次に、議案第135号についての賛成討論の発言を許可します。 6番 太田加寿也君。

〇 6 番 (太田加寿也君) (登壇) 私は、議案第 1 3 5 号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

現在、市が所管する施設のうち、7施設が既に指定管理者制度を導入している状況の中、 今後、ますます多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公共施設 の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図 る有効な手段として指定管理者制度の活用が注目されていると考えます。

そこで、今回、指定管理者の候補者選定に当たり、指定管理者選定委員会を設置し、審議結果について市長に答申することにより、今まで以上に公正かつ適正な条件整備や選定過程における透明性の確保が図られるため、指定管理者選定委員会の設置は必要だと考え、本案に対する賛成討論といたします。

〇議長(村垣正造君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りします。

議案第126号 紀の川市学校給食費徴収条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第127号 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第128号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第129号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第135号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、委員 長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(村垣正造君) 起立多数であります。

したがって、議案第135号は、原案のとおり可決されました。

〇議長(村垣正造君) 続いて、お諮りします。

議案第147号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料 に関する条例の一部改正について

> 議案第133号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に ついて

〇議長(村垣正造君) 次に、日程第3、議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について及び議案第133号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

ただいま議題としました2議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長 に審査結果の報告を求めます。

14番 室谷伊則君。

〇14番(室谷伊則君)(登壇) それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに 結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る12月6日の本会議で付託されました議案2件について、12月11日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第132号については、賛成多数で、議案第133号については、 全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正についてでは、今まで内税であったが、外税になるという改正かとただしたのに対し、以前、内税であったが、今回外税にし、今後消費税率が変更になった場合でも条例を改正する必要がないよう、また単価が今まで税抜き1,900円程度であったものを2,000円に改正しているとの答弁に、外税にすると同時に本体価格も値上げするとの理解でいいのかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁でした。

さらに、消費税分はわかるが、今回、本体価格まで値上げした理由をただしたのに対し、 県下の直営診療所の手数料の平均より低く設定していたということと、現在、指定管理者 である三車会によって運営しており、その三車会の手数料とも合わせることということで す。今回、値上げするとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

〇議長(村垣正造君) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第132号についての反対討論の発言を許可します。

9番 中村まき君。

〇9番(中村まき君) (登壇) 議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の 使用料及び手数料に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正は、各種診断書や証明書の本体手数料を引き上げることと、これまで内税だった消費性が外税になるという内容になっています。

本体手数料がこれまで県下の国保診療所の平均よりも低くかったことと、ことし4月か

ら三車会に運営を委託しているため、三車会に合わせたことにより引き上げられたとの説明がありました。外税にする理由としては、今後消費税が上がったとしても、条例を改正しなくてもいいようにと委員会で説明がありました。

また、直営診療所は、消費税を納税しなくてもよい施設であることも明らかになりました。納税しなくてもよい施設において消費税を患者さんから預かることの理由が、患者さんから預かる消費税よりも備品購入の際に支払う消費税のほうが多く支払っているから、消費税をとってもよいと判断したとの説明がありました。

備品購入の際に消費税を負担することと国に納める必要のない消費税を患者さんに負担させることでは、次元が異なります。本体手数料を引き上げることとあわせ、消費税を患者さんに求める内容にもなっている今回の議案には、賛成することができません。

〇議長(村垣正造君) 次に、議案第132号についての賛成討論の発言を許可します。

15番 森田幾久君。

〇15番(森田幾久君)(登壇) 私は、ただ今、議題となっております議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について、 賛成の立場で討論を行います。

今回の国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正について は、靹渕診療所及び細野診療所での普通診断書ほかの発行手数料について、県内国民健康 保険診療施設での平均的な手数料単価と比較して安価に設定されています。

また、診療所運営の指定管理者でもある社会医療法人における手数料と比較しても安価であるため、診療施設の継続的な運営を行うための財源確保の観点から改正するものであり、将来にわたり国民健康保険直営診療施設の健全な運営ができることに一層の努力をされるよう要望し、本案に対する賛成討論といたします。

〇議長(村垣正造君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第132号 紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(村垣正造君) 起立多数であります。

したがって、議案第132号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第133号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について から

議案第146号 紀の川市道路線の認定について まで

〇議長(村垣正造君) 次に、日程第4、議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、議案第146号 紀の川市道路線の認定についてまでの6議案を一括議題とします。

ただいま議題としました6議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任 委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会委員長に審査の報告を求めます。

4番 舩木孝明君。

〇4番(舩木孝明君) (登壇) 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第130号及び議案第131号、議案第134号、議案 第144号から議案第146号までの計6議案であります。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりであります。

当局から説明を受けた後、審査を行った結果、議案第130号、議案第134号、議案 第144号、議案第145号、議案第146号の5議案については、全会一致で、議案第 131号については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、 公営企業会計にしていくということだが、水道の場合、独立採算制で値上げの話も出てい るが、下水道の場合もそういう心配はないのかとただしたのに対し、今回の条例は、総務 大臣通知に基づく要請期限内に公営会計の適用を行うもので、使用料金の改定を目的とし たものではないと答弁をいただきました。

また、企業会計の企業性の面から、下水道事業は独立採算制で運営される事業であるが、 水道事業と異なり、公共水域の水質保全という環境に関する大きな目的があり、企業性だ けでは図れない部分もある。事業目的や受益者対象が水道事業と異なることが大きな相違 点であり、一般会計からの繰り入れを行い事業運営を行っているのが現状であるとの答弁 でした。

次に、議案第131号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について、給水

装置工事事業者指定更新手数料について、今まではどうだったのか。また、指定の年数は とただしたのに対し、水道法の改正があり、今まで指定工事期間というものはなかったが、 指定期間は5年という法改正がなされたとの答弁でした。

さらに、更新するとき、書類提出だけで済むのかとただしたの対し、書類を提出していただき、審査後、認定という流れになっているとの答弁。

また、書類がそろっていればよいというものではなく、ふぐあいなどの情報も把握していくのかとただしたのに対し、きちんと資格を持っているか、また工事可能な状態の体制に努めているかなど審査し、不適当な箇所については工事店に連絡し、規格どおり満たしていれば指定工事店に指定という流れになるとの答弁でした。

そのほか、料金表の改正部分については、先ほどの請願書審査の報告とおりであります。次に、議案第144号 指定管理者の指定について、紀の川市観光交流拠点では、これまでどういう形態で運営してきたのかとただしたのに対し、市民と観光ビジターとの交流拠点としての活用を目的にし、和歌山電鐡駅前にオープンし、平成31年4月1日からは、平成30年10月29日に設立しました一般社団法人 紀の川フルーツ観光局と業務支援協定を締結して事業を実施してきたとの答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

〇議長(村垣正造君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第131号についての反対討論の発言を許可します。

1番 門 眞一郎君。

〇1番(門 眞一郎君)(登壇) 議案第131号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について、反対討論を行います。

条例改正は、別表2の水道料金を基本料金で20%、従量料金で10~19%の値上げを利用者に求めるものです。

改正の理由として、経営状況では、人口減少などによる給水収益の減少が見られています。また、施設の状況では、老朽化に対応して更新費用が増大することや自然災害に対応 できるように耐震化をするためにも多額の費用が必要と言われています。

この条例改正のもとになっているのは、本年7月30日にされた紀の川市水道事業運営 審議会の答申です。さらに、この答申は、平成29年に作成をされた紀の川市水道事業基 本計画変更策定業務報告書がもとになっています。50年間の更新費用として約600億 円が必要、現状では600億円の投資費用を全て行うことが困難なので、最初の20年間 を短期計画、残り30年間を中長期計画とする。短期計画では、今後20年間で約90億円の投資計画を実現する必要がある。中長期計画としては、その後の30年間で約510億円という膨大な更新事業に対応していく必要があると、この試算そのものを検討し直す必要があると思います。

今回、平均18%の値上げをしても、10年後に再度同じ程度の値上げが必要と言われ、さらに残り30年間の中長期計画では、短期計画に比べると、1年当たり約3.8倍の投資が必要になります。当初出された50年間で1,250億円という試算結果をダウンサイジングや耐用年数の延命化の努力によって、やっと600億円まで抑制されたとのことですが、これでも使用者負担の増大は20年先には単純に考えて、今回の値上げ案の3~4倍にもなることが予想されます。

このような実現不可能な計画を根本から見直すべきだと考えます。平均18%、基本料金で20%という大幅な値上げについて、十分な審査、検討を加える必要があります。

10回の住民説明会でも、たくさんの疑問が出されました。12月の広報と一緒に、安全で安心な水道水を供給し続けるための冊子が配布されましたが、これで市民の理解が得られたとは思いません。7月の審議会答申が出されて以降、9月の広報で18%値上げが発表され、それから4カ月、市民の間に理解が進んだのでしょうか。

平成22年に旧5町で異なっていた水道料金を統一して以来、9年が経過をし、市民の間には現在の料金体制が定着をして、暮らしを支えるよりどころになっています。水道料金が値上げをされれば、生活防衛のために節水意識が高まり、思うように料金収入がふえないことも考えられます。安全で安心な水道水を供給し続けるために、納得できる料金体制であれば使用者にも受け入れられるのではないでしょうか。

しかし、今回の条例改正は、余りにも性急であること、また将来への見通しがないこと で利用者には理解されないと考えて、反対といたします。

- 〇議長(村垣正造君) 次に、議案第131号についての賛成討論の発言を許可します。 2番 上野宗彦君。
- 〇2番(上野宗彦君) (登壇) 私は、ただいま議題となっております議案第131号紀 の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本市の人口は、合併後、減少し続けており、人口と比例する給水収益も同様に減少することが予想されます。

本市の141カ所の水道施設と水道管は、昭和50年代に建設されたものが多く、今後は老朽化により数十年にわたり更新のピークを迎えることとなります。

さらに、防災対策として耐震事業を同時に行い、安全で安心な水道を確保していくことが重要な課題となっています。

本市の水道事業の財政状況は、施設の更新等に伴う大規模な投資による企業債残高が全国と比較して多額となっており、大変厳しくなっております。

しかし、水道事業は独立採算制を経営原則としている中、税金でもって水道資産の更新

費用に充当することは、法的にも制限されています。

このような中、市民の皆様に今までどおり、いつでも安全な水道水を利用でき、安心して暮らせるためには、最も優先すべき機械・電気設備や耐震事業に順次取り組み、最小限の更新事業を整備していくことが何よりも必要であると思います。

水道事業の健全経営を継続させ、大切な水道事業の資産を次の世代まで引き継いでいく ことが現世代の使命であると考え、本案に賛成するものです。

なお、料金の改定に当たっては、住民へのより一層の周知を図るよう要望し、賛成討論 とします。

〇議長(村垣正造君) 以上で、討論を終結します。

これより、順次採決いたします。

お諮りします。

議案第130号 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第131号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(村垣正造君) 起立多数であります。

したがって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第134号 紀の川市営住宅条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第144号 指定管理者の指定について(紀の川市観光交流拠点)は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第145号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第146号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前11時 1分)

〇議長(村垣正造君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第3暑)について から

議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算(第2 号)について まで

〇議長(村垣正造君) 次に、日程第5、議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計 補正予算(第3号)についてから、議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業 会計補正予算(第2号)についてまで8議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました8議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任 委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委

員長に審査の結果の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

〇13番(高田英亮君)(登壇) 予算決算常任委員会における審査の経過並びに結果に ついて報告いたします。

当委員会に付託されました議案第136号から議案第143号までの8議案について、 審査を行いました。

いずれも本庁舎6階委員会室1において、12月6日に委員会で分科会の設置、付託議 案の分担を行い、12月10日に総務文教分科会、11日に厚生分科会、12日に産業建 設分科会を開催し、審査を行い、17日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案第137号から議案第141号及び議案第14 3号の6議案については、いずれも全会一致で、議案第136号、議案第142号の2議 案は、賛成多数で、可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第3号)についてでは、 2款、1項、6目、財産管理費、靹渕地区公共施設等再編事業について総事業費をただし たのに対し、概算の総事業費は3億1,800万円程度を予定しているとの答弁でした。

また、出張所、診療所、消防施設等を集約する施設と聞いているが、会議室や集会所など公民館機能は入れるのかとただしたのに対し、現在、公民館機能をどの程度まで持たすかは検討中であるとの答弁でした。

さらに、場所の選定についてただしたのに対し、今回提案した中靹渕のJA選果場の西側の土地に至るまでに、靹渕地区何カ所か調査し、区長とも意見交換をし、総合的に考えて決定したとの答弁でした。

次に、3款、2項、2目、子ども医療費、子ども医療費助成事業及び3款、2項、3目、ひとり親家庭医療費、ひとり親家庭医療費助成事業で、それぞれ支給件数と1人当たりの医療費がふえたための増額ということであるが、その原因をただしたのに対し、まず、ひとり親家庭医療費については、当初、平均1,400人をもとに年間の1人当たりの医療費を掛けて予算計上していたが、今年度、平均が1,757人に増加したための増額である。また、子ども医療費についても、ことし5月から9月までの実績で年間の必要額を計算したところ、不足する見込みとなったための増額であるとの答弁に、医療費が上がるということで、予防、子どもに体力をつけるなどの観点から、何か取り組みはしているかとただしたのに対し、担当外の事業になるが、公立保育所では、体幹を鍛えるコアキッズ体操を取り入れ体を丈夫にする、また、けがが起こりにくい体づくりをしている。

また、小学校では、感染症予防のため、手洗い、うがい、換気の徹底、朝のランニング、体操、縄跳び等を取り入れて体を鍛えているという状況であるとの答弁に、今回は、医療費が上がっているが、効果は見えているということかとただしたのに対し、体づくりをするということで、近年から、特に保育所などで取り入れている。具体的な数字は把握して

いないが、一定の効果は出ていると聞いているとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費、企業誘致促進事業について、曽山地区基本調査 委託料ということだが、大字で言うとどこになるのか。また、広さ・規模、企業誘致に当 たって目安の企業数をただしたのに対し、関係区としては北中、登尾、枇杷谷、豊田の4 地区、面積は約9万7,000平方メートル、区画数の想定は複数検討しようと考えてい るが、具体的には検討中であるとの答弁に、地区や地権者への話はと再度ただしたのに対 し、意向調査を実施した結果、大部分は進めてよいというような良好な反応をいただいて いるとの答弁でした。

また、中央構造線との関係で、地質調査も予定しているのかとただしたのに対し、基本の設計ではそこまで行わないとの答弁でした。

次に、第2表 債務負担行為補正、図書館システムクラウドサービス利用について、新たに導入するシステムは今までとどのような違いがあるのかただしたのに対し、現状では、河北図書館にサーバーを置いているが、今回導入するのはクラウドシステムであり、企業側のサーバーを利用するため、問題が生じた際に迅速に対応してもらえるとの答弁でした。

また、今までと比べて財政効果があるのかただしたのに対し、サーバー類を企業側に置くことで通信料と利用料がかかるが、サポート全体としてはコストダウンになるとの答弁でした。

さらに、学校や県下の図書館とのシステム連携についてただしたのに対し、今後の展開 として計画しているとの答弁でした。

次に、10款、6項、2目、生涯スポーツ振興費、スポーツイベント開催事業について 印刷製本費81万円の内容をただしたのに対し、東京オリンピックでの聖火リレー用の交 通規制看板の作成費用で、和歌山県での開催日である4月10日、11日の約1カ月前か ら交通規制の事前告知を行いたいとの答弁でした。

また、東京オリンピックに関する全体の予算規模をただしたのに対し、全体で約500 万円を見込んでいるとの答弁でした。

次に、第2表 債務負担行為補正、学校給食委託について、二つの給食センターの業務をまとめて委託する理由をただしたのに対し、今の契約の終了日が、どちらのセンターも令和2年3月31日であること、一つにまとめることで経費的にも節減できること、また業者選定も優位に運ぶこと等が理由であるとの答弁でした。

また、委託せずに直営に戻すことは考えていないのかとさらにただしたのに対し、今の ところ直営に戻す考えはないとの答弁でした。

次に、第3表 地方債補正、水道事業会計出資金について減額理由をただしたのに対し、 水道事業会計において行われる県道泉佐野打田線の整備工事が計画変更になったことで、 一般会計からの出資金を減額するとの答弁でした。

次に、第3表 地方債補正、公共土木施設災害復旧事業について増額理由をただしたの に対し、市道調月三和線の工事費が採択されたことにより、地方債の金額を増額するとの 答弁でした。

次に、議案筆138号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第2号)についてでは、オンライン資格確認や資格管理効率化に係るシステム改修費等 とあるが、このオンライン資格の確認の内容をただしたのに対し、マイナンバーカードを 健康保険証として利用できるオンライン資格認定を実施するためのシステム改修であると の答弁に、マイナンバーカードを病院で提示すれば利用できるのかとただしたのに対し、加入者がマイナポータルを介して登録すれば利用可能となるが、このオンライン資格の確認の開始は2021年3月からの予定であるので、現在は利用できないとの答弁でした。

さらに、マイナンバーカードを使って、自分でマイナポータルから登録しなければ利用できないのかとただしたのに対し、利用に当たっては自分での登録が必要であるとの答弁でした。

次に、議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算(第2号)についてでは、システム改修とは具体的にどのような改修かとただしたのに対し、平均18%の水道料金改定に伴うシステム改修になり、検針をするときに持っていく機械、ハンディターミナルのシステムと各庁舎の中にある総合行政の料金システムのプログラムを改修するとの答弁に、システムを丸ごと変えるのか、部分的にかとさらにただしたのに対し、部分的に改修するとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容であります。以上で報告を終わります。御審 議よろしくお願いいたします。

〇議長(村垣正造君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「質疑なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、議案第136号についての反対討論の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君) (登壇) 議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第3号) について、反対討論を行います。

反対の理由は、債務負担行為補正の中で、学校給食委託で 8 億 7 , 2 6 0 万円を限度額 として予算化されている点についてです。

この債務負担行為は、粉河と河南の学校給食センターの調理、配送、衛生管理、施設管理について民間委託で行うもので、本年度から令和6年度までの債務負担を行うものとなっています。来年度からの委託契約からこれまで別々であった二つのセンターの各業務をまとめて委託することになり、粉河で1,350食、河南で3,500食、合わせて4,

850食の調理、配送に加え、新たに衛生管理と施設管理もあわせて委託する計画となっています。

総務文教分科会の審査の中で明らかになったのは、仕様書が現在検討中であること、契約方法も今のところはプロポーザル選定を考えているとのことですが、指名入札なのかプロポーザル方式なのか、決定はしていないということ。

財政効果については、実際の金額的なところは資料を持ち合わせていないから言いにくい、ある程度の財政の節減を図れるものであろうとのことでした。

金額が8億円を超える内容であるのに財政効果がはっきりせず、どんな契約内容になるのか、どんな選定方法をとるのかが明らかにされないままに、令和2年度からの5年間の給食センター業務を委託にすることをそのまま認めることはできません。河南では5年、粉河学校給食センターでは3年、これまで民間委託で運営されていましたが、契約期間が終了するのなら、これまでのセンター業務について、特に民間委託を行ってきたことをそれまでの直営方式や自校方式と比較しながらきちんちと総括し、その上で方針を決めるべきと考えます。残念ながら、直営に戻すということは考えられていない中での、今回の補正予算となっています。

民間委託の方式のまま、深い検証がされずに次の5年を規定することになる債務負担行 為と言わざるを得ず、本補正予算に反対をするものです。

- 〇議長(村垣正造君) 次に、議案第136号についての賛成討論の発言を許可します。 18番 竹村広明君。
- 〇18番(竹村広明君)(登壇) 私は、議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計 補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論を行います。

令和元年度一般会計補正予算(第3号)は、靹渕地区の出張所、診療所及び消防施設を 集約する施設の新築に係る鞆渕地区公共施設等再編や企業誘致に大きな効果が期待できる 新事業用地の候補地である曽山地区での事業効果を検討するための基本調査費などが計上 されております。

また、子ども医療費、ひとり親家庭医療費増加に伴う調整、人事院勧告による職員給与 費の調整のほか、緊急を要する事業や事業費における過不足の調整を中心に予算編成が行 われ、市民生活の安定と向上には必要不可欠な予算であると評価いたします。

今後も予算執行に当たっては、調査・研究を重ね、幅広い意見を取り入れながら、市民のため必要であるかを念頭に置き執行されることを強く要望し、本案に対する賛成討論といたします。

- 〇議長(村垣正造君) 次に、議案第142号についての反対討論の発言を許可します。 1番 門 眞一郎君。
- 〇 1 番 (門 眞一郎君) (登壇) 議案第 1 4 2 号 令和元年度紀の川市水道事業会計補 正予算 (第 2 号) についての反対討論を行います。

説明書の4ページ、収益的支出、1款、水道事業費用、1項、営業費用、4目、総務費、

14の委託料119万6,000円については、先ほどの議案第131号に関連しての水 道料金値上げのためのシステム改修委託料であり、認めることはできません。

したがって、本補正予算に反対をいたします。

〇議長(村垣正造君) 次に、議案第142号についての賛成討論の発言を許可します。 11番 阪中 晃君。

〇11番(阪中 晃君)(登壇) 私は、ただいま議題となっております議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算(第2号)について、賛成の立場から討論を行います。

水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である「公共の福祉を増進する」という基本原則に基づいて経営をしております。

今回の議案につきましては、人事院勧告による職員給与の増額分と資本的支出の補助事業である建設改良事業の変更に伴う資本的収入の財源調整に係る補正、議案第131号紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正による水道料金の改定に伴う水道料金システムとハンディターミナルシステムに係る改修費用であり、いずれも事業執行上必要な予算措置と考え、本案に対する賛成討論といたします。

〇議長(村垣正造君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第136号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第3号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(村垣正造君) 起立多数であります。

したがって、議案第136号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第137号 令和元年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第138号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第139号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第140号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第141号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

この採決は、起立により行います。

お諮りします

議案第142号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(村垣正造君) 起立多数であります。

したがって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第143号 令和元年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員定数に関する調査特別委員会委員長報告について

〇議長(村垣正造君) 次に、日程第6、議員定数に関する調査特別委員会委員長報告についてを議題とします。

令和元年12月2日付で、議員定数に関する調査特別委員会委員長から、議員定数に係る諸問題について調査研究を終了したので、委員長より報告書が提出されております。

報告書をお手元に配付しておりますので、議員定数に関する調査特別委員会委員長に調 査結果の報告を求めます。

[「議長、議事進行上、暫時休憩お願いします」という者あり]

〇議長(村垣正造君) はい、暫時休憩。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時30分)

〇議長(村垣正造君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 2.1番 榎本喜之君。

〇21番(榎本喜之君)(登壇) 議員定数に関する調査特別委員会における調査の経過 並びに結果について御報告いたします。

当委員会は、平成30年第3回定例会において設置され、今日まで調査活動を行ってきました。委員会は8回開催し、これまでの議員定数の検討結果、近隣自治体の議員定数、 定数見直しによるメリット・デメリットなど議員定数に関し、調査研究を行いました。

調査は、これまでの紀の川市議会議員の定数削減状況を確認し、人口が同規模程度の近隣市議会や県内で定数の削減を行った市議会の削減に至った経緯等を調査し、またNHKが行った議会議員に対する定数や報酬に関するアンケートの調査結果も資料として活用し、各委員の定数見直しに対する考え方や定数を削減することによるメリット・デメリットについて検討しました。

議員定数を考える上で、外部の意見を聞くことについても協議しましたが、まず議会内で十分な議論を行うこととし、単に他の自治体との比較を行うだけでなく、民意の反映や議会機能の充実・強化、議会の活性化、議員のなり手をふやす環境づくりなど、さまざまな点から望ましい議員定数について議論を行いました。

その結果、各委員から所属する会派の意見を踏まえ、議員定数についての考え方が示され、削減すべきと現状維持とするとの二つの意見が出されました。

議会は、住民を代表し、住民の意志を的確に市政に反映させる合議制の意思決定機関として市政に対する調査、監視機能のさらなる充実・強化を図るには、議員一人一人がその責任と役割を積極的に果たしていかなければなりません。そのためにも、一定の議員数を確保し、議会の充実・強化を図っていく必要がある反面、議会みずから身を削り律することも必要なことであり、市政に民意を反映できる最小限の定数は何人が妥当であるかを判断基準として、議員一人一人が研さんを重ね、資質の向上に努めることにより議会機能の強化を図っていくことも必要です。

以上のように、当委員会では二つの考え方が示され、今回、委員会として統一した見解 に至らなかったため、議論の中で出された意見を報告し、当委員会の調査結果とします。 以上で、報告を終わります。

また、本報告をもって、議員定数に関する調査特別委員会に付託されました調査研究は終了しましたので、議員定数に関する調査特別委員会の解散の申し出をいたします。

〇議長(村垣正造君) 議員定数に関する調査特別委員会委員長の報告が終了しました。 ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 質疑と認めます。

それでは、質疑を終結します。

先ほど、委員長から申し出がありましたが、ただいまの委員長の報告をもって、議員定数に関する調査特別委員会に付託をしていました調査研究が終了しましたので、本日をもって委員長からの申し出のとおり、当特別委員会を解散することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、当委員会は、本報告をもって解散することに決しました。

榎本委員長初め、議員定数に関する調査特別委員会委員の皆様、調査研究まことに御苦 労さまでございました。

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

〇議長(村垣正造君) 次に、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを 議題とします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査の調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(村垣正造君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び 調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

それでは、閉会に当たり、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君) (登壇) 令和元年第4回定例会終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日12月20日までの19日間、提案させていただきました議案、委員会等、いろいろ十分な御審議をいただき、上程議案全て御承認をいただいたこと、まず御礼申し上げます。

お認めいただいた予算につきましては、速やかに、慎重に、大切に執行させていただき たいと、そう思っております。

さて、ことし1年を振り返りますと、4月には北海道の胆振地方の大地震、8月には九州北部の豪雨、また9月には台風19号などによる東日本河川氾濫や堤防決壊など、大きな被害が出ております。

本年、紀の川市においては大きな被害はなかったとはいえ、いつ起こるかわからない集中豪雨等災害に強い紀の川市づくりのために防災力の向上、自然災害を最小限に食いとめるべくこれからも頑張っていきたいなと、そう思っております。

年末を迎え、インフルエンザも流行し始め、小学校等でも子どもたちが休んでおる状況が続いているようであります。

議員各位におかれましても、年末に十分体に御自愛をいただき、お元気で新しい年を迎えられ、引き続き、紀の川市の発展に御協力をいただきますように心からお願い申し上げ、ことし1年の御礼と、改めて新しい年を御健勝で迎えられますように心から御祈念を申し上げ、お礼の御挨拶といたします。御苦労さんでございました。

〇議長(村垣正造君) それでは、令和元年第4回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、 私からも一言御挨拶申し上げます。

去る12月2日に開会し、本日まで慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

また、議会人事の改選により、本定例会から新しい体制となりました。

議員各位、執行部各位のさらなる御支援をお願いを申し上げます。

さて、今、地方議会には、議会改革による活性化、チェック機能・監視機能のより一層

の充実、そして開かれた議会として議員個々はもちろん、議会としていかに市民との関係 を深めていくかが問われていると思います。

今後も皆様とともに、紀の川市の課題解決に向けて十分議論を行い、ONE TEAM (ワンチーム)で、市民の幸せのために頑張っていきたいと思います。

ことしも残すところわずかとなり、寒さも増してくるものと思われます。議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、健康に留意され、紀の川市発展のためお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、令和元年12月2日招集の令和元年第4回紀の川市議会 定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 午前11時41分)